

1 一般財団法人渋谷区スポーツ協会加盟団体助成金交付規程の一部改正 対照表

	7月25日 改正案	9月12日 改正案
<p>—略—</p> <p>(助成金の申請) 第4条 加盟団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書と次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 加盟団体事業計画書 (2) 加盟団体収支予算書 (3) その他理事長が必要と認める書類</p> <p>(助成金の交付決定) 第5条 理事長は、前条の規定による申請があった場合において、それが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書により通知するものとする。</p> <p>(助成金の交付) 第6条 加盟団体は、前条の通知を受けたときは、助成金交付請求書を理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 理事長は、前項の請求書が提出されたときは、助成金を交付するものとする。</p>	<p>—略—</p> <p>(助成金の申請) 第4条 <u>条文削除</u></p> <p>(助成金の交付決定) 第5条 <u>条文削除</u></p> <p>(助成金の交付) 第4条 加盟団体は、<u>助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を</u>理事長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1)加盟団体事業計画書</u> <u>(2)加盟団体収支予算書</u> <u>(3)その他理事長が必要と認める書類</u></p> <p>2 理事長は、前項の<u>書類が</u>提出され、それが適当であ</p>	<p>—略—</p> <p>(助成金の交付) 第4条 加盟団体は、助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1)加盟団体助成金申請書</u> <u>(2)加盟団体事業計画書</u> <u>(3)加盟団体収支予算書</u> <u>(4)その他理事長が必要と認める書類</u></p>

<p>(承認事項)</p> <p>第7条 加盟団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、理事長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)助成対象事業を中止、又は廃止しようとするとき。</p> <p>(2)助成対象事業の内容を変更しようとするとき。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第8条 理事長は、必要があると認めるときは、加盟団体に対して、助成対象事業の実施状況に関して報告を求めることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第9条 加盟団体は、会計年度が終了したときは、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 加盟団体事業報告書</p> <p>(2) 加盟団体収支決算書</p> <p>(決定の取消等)</p> <p>第10条 理事長は、加盟団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p>	<p>ると認めるときは、「(一財)渋谷区スポーツ協会加盟団体助成金及び区民スポーツ大会運営費負担金における交付基準」に基づき助成金を交付するものとする。</p> <p>(承認事項)</p> <p>第5条 加盟団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、理事長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)助成対象事業を中止、又は廃止しようとするとき。</p> <p>(2)助成対象事業の内容を変更しようとするとき。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第6条 理事長は、必要があると認めるときは、加盟団体に対して、助成対象事業の実施状況に関して報告を求めることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 加盟団体は、会計年度が終了したときは、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。</p> <p>(1)加盟団体事業報告書</p> <p>(2)加盟団体収支計算書</p> <p>(決定の取消等)</p> <p>第8条 理事長は、加盟団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1)不正の手段により助成金</p>	<p>—略—</p> <p>(交付の取消等)</p> <p>第8条 理事長は、加盟団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、<u>助成金の全部又は一部</u>を取り消すことができる。</p> <p>(1)不正の手段により助成金</p>
--	--	--

<p>(1)不正の手段により助成金の交付を受けたとき。 (2)助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。 (3)助成金を他の用途に使用したとき。</p> <p>2 理事長は、助成金の交付後においても事情の変更により必要が生じたときは、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件を変更することができる。</p>	<p>の交付を受けたとき。 (2)助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。 (3)助成金を他の用途に使用したとき。</p> <p>2 理事長は、助成金の交付後においても事情の変更により必要が生じたときは、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件を変更することができる。</p>	<p>の交付を受けたとき。 (2)助成金を他の用途に使用したとき。 (3)<u>提出書類に虚偽の記載、報告があったとき。</u> (4)<u>第 10 条に定める検査に</u> <u>応じないとき。</u> (5)<u>相当期間を定めた是正勧告に</u> <u>応じないとき。</u> (6)<u>その他、加盟団体に本規程等の違反があり、理事会が助成金の取消が相当であると認めたとき。</u></p> <p>2 理事長は、助成金の交付後においても事情の変更により必要が生じたときは、助成金の<u>交付内容</u>を変更することができる。</p>
<p>(助成金の返還)</p> <p>第 11 条 理事長は、第 7 条第 1 号の規定による承認をした場合又は前条第 1 項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。</p>	<p>(助成金の返還)</p> <p>第 9 条 理事長は、第 4 条第 1 号の規定による承認をした場合又は前条第 1 項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。</p>	<p>(助成金の返還)</p> <p>第 9 条 理事長は、第 5 条第 1 号の規定による承認をした場合又は前条第 1 項の規定により助成金の<u>交付</u>を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。</p>
<p>(検査)</p> <p>第 12 条 理事長は、必要があると認めるときは、法人の役員に助成金の使途について、加盟団体の帳簿等を検査させることができる。</p> <p>(改廃)</p>	<p>(検査)</p> <p>第 10 条 理事長は、必要があると認めるときは、法人の役員に助成金の使途について、加盟団体の帳簿等を検査させることができる。</p> <p>(改廃)</p>	<p>—略—</p>

<p>第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。ただし、軽微な改正については、理事長の権限により行うことができるものとする。</p> <p>附 則 この規程は、令和6年9月26日から施行する。</p>	<p>第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。ただし、軽微な改正については、理事長の権限により行うことができるものとする。</p> <p>附 則 この規程は、令和6年9月26日から施行する。</p> <p><u>改正 令和7年〇月〇日</u></p>	<p>附 則 この規程は、令和6年9月26日から施行する。</p> <p>改正 令和7年7月25日</p> <p><u>改正 令和7年●月●日</u></p>
---	---	---

2. 一般財団法人渋谷区スポーツ協会区民大会運営費負担金交付規程の一部改正 対照表

	7月25日 改正案	9月12日 改正案
<p>—略—</p> <p>(負担金の申請) 第4条 加盟団体は、負担金の交付を受けようとするときは、負担金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 区民大会開催要項 (2) 区民大会収支予算書 (3) その他理事長が必要と認める書類</p> <p>(負担金の交付決定) 第5条 理事長は、前条の規定による申請があった場合において、それが適当であると認めるときは、負担金の交付を決定し、負担金交付決定通知書により通知するものとする。</p> <p>(負担金の交付) 第6条 加盟団体は、前条の通知を受けたときは、負担金交付請求書を理事長に提出しなければならない。 2 理事長は、前項の請求書が提出されたときは、負担金を交付するものとする。</p>	<p>—略—</p> <p>(負担金の申請) 第4条 <u>条文削除</u></p> <p>(負担金の交付決定) 第5条 <u>条文削除</u></p> <p>(負担金の交付) 第<u>4</u>条 加盟団体は、<u>負担金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を</u>理事長に提出しなければならない。 (1) <u>区民大会開催要項</u> (2) <u>区民大会収支予算書</u> (3) <u>その他理事長が必要と認める書類</u> 2 理事長は、前項の書類が提出され、<u>それが適当であると認めるときは、「(一財) 渋</u></p>	<p>—略—</p> <p>(負担金の交付) 第4条 加盟団体は、負担金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。 (1)<u>区民スポーツ大会運営費負担金交付申請書</u> (2)<u>区民大会開催要項</u> (3)<u>区民大会収支予算書</u> (4)<u>その他理事長が必要と認める書類</u></p>

<p>(承認事項)</p> <p>第7条 加盟団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、法人の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 区民大会を中止、又は廃止しようとするとき。</p> <p>(2) 区民大会開催要項の内容を変更しようとするとき。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第8条 理事長は、必要があると認めるときは、加盟団体に対して、区民大会の実施状況に関して報告を求めることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第9条 加盟団体は、区民大会を完了したときは、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 区民大会実績報告書</p> <p>(2) 区民大会収支決算書</p> <p>(3) その他理事長が必要と認める書類</p> <p>(決定の取消等)</p> <p>第10条 理事長は、加盟団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p>	<p><u>谷区スポーツ協会加盟団体助成金及び区民スポーツ大会運営費負担金における交付基準</u>」に基づき負担金を交付するものとする。</p> <p>(承認事項)</p> <p>第5条 加盟団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、法人の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 区民大会を中止、又は廃止しようとするとき。</p> <p>(2) 区民大会開催要項の内容を変更しようとするとき。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第6条 理事長は、必要があると認めるときは、加盟団体に対して、区民大会の実施状況に関して報告を求めることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 加盟団体は、区民大会を完了したときは、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 区民大会実績報告書</p> <p>(2) 区民大会収支決算書</p> <p>(3) その他理事長が必要と認める書類</p> <p>(決定の取消等)</p> <p>第8条 理事長は、加盟団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正の手段により負担</p>	<p>—略—</p> <p>(<u>交付</u>の取消等)</p> <p>第8条 理事長は、加盟団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、<u>負担金の全部又は一部</u>を取り消すことができる。</p>
--	--	---

<p>(1) 不正の手段により負担金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 負担金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 負担金を他の用途に使用したとき。</p> <p>2 理事長は、負担金の交付後においても事情の変更により必要が生じたときは、負担金の交付の決定内容又はこれに付した条件を変更することができる。</p>	<p>金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 負担金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 負担金を他の用途に使用したとき。</p> <p>2 理事長は、負担金の交付後においても事情の変更により必要が生じたときは、負担金の交付の決定内容又はこれに付した条件を変更することができる。</p>	<p>(1) 不正の手段により負担金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 負担金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) <u>提出書類に虚偽の記載、報告があったとき。</u></p> <p>(4) <u>第 10 条に定める検査に応じないとき。</u></p> <p>(5) <u>相当期間を定めた是正勧告に応じないとき。</u></p> <p>(6) <u>その他、加盟団体に本規程等の違反があり、理事会が助成金の取消が相当であると認めたとき。</u></p> <p>2 理事長は、負担金の交付後においても事情の変更により必要が生じたときは、<u>負担金の交付内容</u>を変更することができる。</p>
<p>(負担金の返還)</p> <p>第 11 条 理事長は、第 7 条第 1 号の規定による承認をした場合又は前条第 1 項の規定により負担金の交付決定を取り消した場合において、既に負担金が交付されているときは、期限を定めて当該負担金の全部又は一部を返還させることができる。</p>	<p>(負担金の返還)</p> <p>第 9 条 理事長は、第 5 条第 1 号の規定による承認をした場合又は前条第 1 項の規定により負担金の交付決定を取り消した場合において、既に負担金が交付されているときは、期限を定めて当該負担金の全部又は一部を返還させることができる。</p>	<p>(負担金の返還)</p> <p>第 9 条 理事長は、第 5 条第 1 号の規定による承認をした場合又は前条第 1 項の規定により負担金の<u>交付</u>を取り消した場合において、既に負担金が交付されているときは、期限を定めて当該負担金の全部又は一部を返還させることができる。</p>
<p>(検査)</p> <p>第 12 条 理事長は、必要があると認めるときは、法人の役員に負担金の使途について、加盟団体の帳簿等を検査させることができる。</p>	<p>(検査)</p> <p>第 10 条 理事長は、必要があると認めるときは、法人の役員に負担金の使途について、加盟団体の帳簿等を検査させることができる。</p>	<p>一略一</p>
<p>(改廃)</p> <p>第 13 条 この規程の改廃</p>	<p>(改廃)</p> <p>第 11 条 この規程の改廃</p>	

<p>は、理事会の決議を経て行う。ただし、軽微な改正については、理事長の権限により行うことができるものとする。</p> <p>附則 この規程は、令和6年9月26日から施行する。</p>	<p>は、理事会の決議を経て行う。ただし、軽微な改正については、理事長の権限により行うことができるものとする。</p> <p>附則 この規程は、令和6年9月26日から施行する。</p> <p><u>改正 令和7年〇月〇日</u></p>	<p>は、理事会の決議を経て行う。ただし、軽微な改正については、理事長の権限により行うことができるものとする。</p> <p>附則 この規程は、令和6年9月26日から施行する。</p> <p>改正 令和7年7月25日</p> <p><u>改正 令和7年●月●日</u></p>
--	--	--